

令和6年度釜石大槌地区行政事務組合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

令和6年度は、失職1人、採用4人でした。

また、暫定再任用職員は、退職2人でした。

(2) 職員数（各年度4月1日現在）

ア 部門別

区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度増減数
総務課	4人	4人	0人
汚泥再生処理センター	0人	0人	0人
事務局計	4人	4人	0人
釜石消防署	(1) 45人	(2) 47人	(△1) △2人
大槌消防署	35人	35人	(0) 0人
消防本部	(2) 29人	(1) 25人	(1) 4人
消防計	(3) 109人	(3) 107人	(0) 2人
合 計	(3) 113人	(3) 111人	(0) 2人

(注) ()は、暫定再任用職員を外数で表示しています。

イ 級別

職務の級	事 務 局		消 防 本 部	
	職 階	人 数	職 階	人 数
1級	主事補・主事	0人	消 防 士	21人
2級	主 任	0人	消防副士長	20人
3級	主 査	1人	消防士長	(3) 14人
4級	係 長	1人	消防司令補	35人
5級	課長補佐・主幹	1人	消防司令	13人
6級	課 長	0人	消防司令長	5人
7級	事務局長	1人	消 防 監	1人
	合 計	4人		(3) 109人

(注) ()は、暫定再任用職員を外数で表示しています。

2 職員の人事評価の状況

事務局は、職員の人材育成を目的とした釜石市の人事評価制度に準じて、業務及び能力開発に係る目標の設定、所属長等の評価者面談による評価を実施し、評価結果のフィードバックにより次年度人事評価の目標設定に反映しています。

消防本部は、平成29年3月制定の「釜石大槌地区行政事務組合消防職員の人事評価実施規程(平成29年釜石大槌地区行政事務組合訓令第6号)」に基づき、平成29年度から実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費

区 分	歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和 6 年度	3,370,138 千円	984,088 千円	29.2%
令和 5 年度	1,472,783 千円	977,894 千円	66.4%

(2) 給与費

区分	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
R 6	437,982 千円	140,475 千円	184,119 千円	762,576 千円	6,748 千円
R 5	429,660 千円	125,008 千円	177,804 千円	732,472 千円	6,599 千円

(注 1) 職員手当には、退職手当及び児童手当は含みません。

(注 2) 暫定再任用職員は含みません。

(3) 職員手当の内容

ア 時間外勤務手当

区 分	支給総額	職員 1 人当たり支給年額
令和 6 年度	44,810 千円	397 千円
令和 5 年度	28,834 千円	297 千円

(注) 暫定再任用職員は含みません。

イ 期末勤勉手当

区 分	6 月期	12 月期	合 計
期末手当	(0.6875) 1.25 月分	(0.7125) 1.25 月分	(1.4) 2.500 月分
勤勉手当	(0.4875) 1 月分	(0.5125) 1.1 月分	(1) 2.100 月分

(注) () は、暫定再任用職員。

ウ その他の手当

区 分	摘 要
扶養手当	①配偶者 6,500 円
	②22 歳以下の子 10,000 円
	③父母等 6,500 円
	※15 歳から 22 歳までの子は 5,000 円加算。 ※父母等とは、60 歳以上の父母・祖父母、22 歳以下の孫・弟妹、重度心身障害者
住居手当	貸家・間借 月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対し、その家賃の額に応じて最高 27,000 円まで支給

通勤手当	① 交通機関利用者 実支給限度額 45,000 円 ② 自家用自動車利用者 距離に応じて 3,000 円から 31,600 円を支給
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した場合、勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を支給
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において勤務した場合、勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給

エ 特殊勤務手当

区 分	摘 要
救急出場手当	救急処置、搬送等の業務に従事した消防職員に対し、1 回 1 人当たり支給 救急救命士 600 円 機関員 450 円 救急隊員 300 円
災害出動手当	火災、その他災害（地震・津波・高潮・強風・土砂崩れ・河川増水等一切の災害を含む。）に出動した消防職員に対し、1 回 1 人当たり支給 はしご隊員 600 円 機関員 450 円 その他消防職員 300 円
夜間特殊勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した消防職員に対し、1 回 1 人当たり支給 ① 勤務時間が深夜の全部を含む場合 980 円 ② 勤務時間が深夜の一部を含む場合 650 円

オ 退職手当

区 分		自己都合	勸奨・定年
支 給 率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分

カ 特別職等の報酬

区 分	定 数	年額報酬
管理者	1 人	20,000 円
副管理者	1 人	15,000 円
監査委員	2 人	9,000 円
議会議長	1 人	20,000 円
議会副議長	1 人	15,000 円
議会議員	8 人	10,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	1 週間の勤務時間	始 業	終 業
毎日勤務者	38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分
隔日勤務者	38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	始業翌日の午前 8 時 30 分

(2) 休憩時間

毎日勤務者	正午から午後 1 時までの 1 時間
隔日勤務者	午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分までの間に 1 時間及び午後 5 時 15 分から午後 7 時 15 分までの間に 1 時間並びに翌日の午前 6 時から午前 7 時までの間に 30 分。仮眠時間は 6 時間

(3) 週休日及び休日

区 分	週 休 日	休 日
毎日勤務者	日曜日及び土曜日	国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
隔日勤務者	4 週間ごとの期間につき 8 日間	

(4) 休暇

ア 年次有給休暇等

区 分	対象職員数	平均取得日数
事務局	3 人	21.7 日
消防本部	102 人	12.6 日

イ 病気休暇及び介護休暇

区 分	人 数	件 数	日 数
病気休暇	48 人	48 件	453 日
介護休暇	2 人	2 件	4.9 日

(注 1) ア、イともに令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日。

(注 2) ア 対象職員数はその期間全てに在籍した職員数。

(注 3) イ 人数、件数、日数ともに延べ数。

5 職員の休業に関する状況

区 分	育 児 休 業			部 分 休 業		
	男	女	計	男	女	計
人 数	1		1			0
日 数	241		241			0

(注 1) 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

処分の事由	休職	降任	免職	合計	失職
勤務成績がよくない場合		0件	0件	0件	
心身の故障のため、職務への遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合		0件	0件	0件	
職に必要な適格性を欠く場合		0件	0件	0件	
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合		0件	0件	0件	
心身の故障のため、長期の休養を要する場合	0件	0件	0件	0件	
刑事事件により起訴された場合	0件			0件	
合 計	0件	0件	0件	0件	
地公法第28条第4項により失職した者					1件
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者					0件

(2) 懲戒処分

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令等に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件
合 計	0件	0件	0件	0件	0件

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除

免除の事由	免除件数
研修を受ける場合	0件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0件
任命権者が定める場合	2件
合 計	2件

(2) 営利企業等の従事許可

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可の件数	0件	0件

8 職員の退職管理の状況

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）」により地方公務員法等が改正されたことから、当組合では釜石大槌地区行政事務組合職員の退職管理に関する規則(平成 29 年釜石大槌地区行政事務組合規則第 6 号)を制定し対応しています。

9 職員の研修の状況

区 分	研 修 の 概 要
事 務 局	メンタルヘルス講習会
消防本部	消防大学校特別講習会、消防職員初任教育、消防職員幹部教育(初級・中級、上級)、消防職員専科教育(火災調査科・予防総合科・救急科・救助科)、消防職員特別教育(女性活躍推進、無線通信講習)、救急救命士気管挿管病院実習、救急救命士ビデオ喉頭鏡病院実習、救急救命士養成研修、指導救命士養成研修、救急救命士就業前研修、救急救命士就業中再教育研修、救急救命士指導者向け実技研修会、救急実務講習会、新生児蘇生講習会、脳卒中・意識障害病院前救護講習会、災害情報システム操作研修、広域災害救急医療システム操作研修、警防実務研修、危険物取扱者保安講習、危険物等事故防止講習会、予防・広報講習、建物総合・自動車損害共済事務研修会、2級小型船舶操縦士免許取得研修、大型自動車免許取得講習、小型移動式クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習、酸素欠乏・硫化水素危険物作業主任者講習、第2種衛生管理者試験準備講習、安全衛生推進者講習、メンタルヘルス講習会、ハラスメント対策研修

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理

区 分	受 診 状 況		
	対 象 者	受 診 者	受 診 率
生活習慣病予防健診	105 人	103 人	98.1%
胃部検診	65 人	51 人	78.5%
大腸がん検診	64 人	62 人	96.9%
胸部検診	105 人	103 人	98.1%
前立腺がん検診	9 人	9 人	100.0%
乳がん検診	一人	一人	— %
子宮頸がん検診	4 人	3 人	75.0%

(注) 暫定再任用職員は含みません。

(2) 福祉の向上

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 42 条において、職員の福利厚生計画を樹立し実施することが義務付けられており、当組合では県内の市町村等職員を会員とする一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構に加入し、機構が実施する事業により、職員やその家族の健康や生活の福祉向上を図っています。

ア 公費負担額等

項 目	金 額 等	備 考
会員掛金額	2,504 千円 (A)	会員数 110 人 (E)
公費負担額	1,631 千円 (B)	
公費負担額 (会員 1 人当たり)	14,830 円 (C)	C= B/E
公費負担率	39.4% (D)	D= B/(A+B)

イ 公費が充当されている個人給付事業

項 目	内 容
公益事業	奨学金給付、「思い出・記録集」づくり支援事業
現職者健康福祉事業	ライフプラン支援事業、厚生事業、元気回復事業 遺児育英金、健康支援事業
現職者医療補助金等事業	給付事業、医療補助金、無給会員見舞金
退職者福祉事業	医療補助金、長寿祝金、死亡弔慰金
貸付事業	生活資金貸付事業

(3) 公務災害等

項 目	前年度末 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件数	年度末 未処理件数
			公務上	公務外		
公務災害	1 件	2 件	3 件	0 件	0 件	1 件
通勤災害	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(4) 職員の利益の保護

ア 職員の勤務条件に関する措置の要求

令和 5 年度末継続件数	令和 6 年度中新規要求件数	令和 6 年度末継続件数
0 件	0 件	0 件

イ 職員の不利益な処分に関する不服申し立て

令和 5 年度末継続件数	令和 6 年度中新規要求件数	令和 6 年度末継続件数
0 件	0 件	0 件